

「令和3年度県外射撃場における技能向上研修 (鳥獣被害防止総合対策事業)に係る委託業務」の 企画提案募集要領

1 趣旨

沖縄県における野生鳥獣による農産物の被害金額は、令和2年度には7,750万円となっており、沖縄本島をはじめ、宮古、八重山の県内全域で被害が報告されている。市町村においては、鳥獣被害防止特措法に基づき、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等を実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設置し、令和3年4月末時点では15の実施隊、計276名の隊員が活動を行っているところである。

鳥獣の捕獲については、狩猟免許を有した実施隊が銃等を用いて捕獲を行っているところであるが、銃を使用する捕獲においては全国でも死亡事故等が発生していることから、安全性を確保するために技能向上の研修を行う必要がある。しかし沖縄県内には研修を行える射撃場がないため県外射撃場へ行かなければならないが、渡航費用が負担となり技術向上を図ることに限界がある。

そのため、本業務では実施隊等の銃使用に関する安全性確保および技能向上を図るため、県外での射撃研修プログラムを作成し、県外射撃場での技能向上研修を実施することを目的とする。

2 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(※1)の規定に該当しないこと。複数の事業者で事業を実施する場合は、構成員のすべてがこの要件を満たすこと。
- (2) 過去に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)、地方公共団体又は公共的団体と業務を受託した実績があること。
- (3) 鳥獣保護及び狩猟の適正な実施に関する知識を有する職員を有し、当事業に参加させることができ、捕獲者の技能向上研修業務を遂行するにあたり十分な実績を有すること。
- (4) 単独で事業を実施する場合は、沖縄県内に本社または支店を設置している法人または団体であること。複数の事業者で事業を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店を有する法人が必ず1社以上参加していること。
- (5) 仕様書(別紙)の趣旨に則るとともに、県の施策等を十分理解し、本事業の実施にあたって、県と密接に連携できること。
- (6) 当該委託業務を遂行するにあたり、1名以上の専任の担当者を割り当て、十分な遂行体制が取れること。

(※1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

3 応募方法

(1) 参加申し込み

- ①申込期間 令和3年12月24日(金)～令和4年1月14日(金)17時 ※必着
- ②提出書類 参加申込書 【様式1】
- ②提出方法 持参、郵送、FAXまたは電子メール(受信確認が必要)

※郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に必着すること。
※複数の事業者で事業を実施する場合の応募は、代表事業者が応募を行うこと。

(2) 企画提案

- ①提出期限 令和4年1月17日(月) 17時 ※必着
- ②提出書類 企画提案応募申請書 【様式2】
企画提案書及び応募書類一式 【様式3～8】
- ③提出方法 持参または郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に必着すること。

(3) 質問について

質問がある場合は、令和4年1月14日(金)までにFAXまたはE-mailのいずれかの方法により質問書【様式8】を提出すること。

※ 問い合わせ先は、下記13を参照。

※ 各期間の事務取扱については、土、日を除き、時間は午前9時から午後5時までとします。

4 提案内容の要件

「企画提案仕様書」を参照すること。

5 提出書類等

- (1) 参加申込書 【様式1】
- (2) 応募申請書 【様式2】
- (3) 企画提案書 【任意様式】
- (4) 業務フロー及び工程表 【任意様式】
- (5) 業務遂行体制 【様式3】
- (6) 会社概要 【様式4】
- (7) 業務委実績一覧表 【様式5】
- (8) 積算書 【様式6】
- (9) 誓約書 【様式7】
- (10) コンソーシアム協定書 【様式8】 ※共同企業体による申込みをする場合
- (11) プレゼンテーション時の配付資料
- (12) 参考資料(必要に応じて)

6 企画書等の体裁

- (1) 原則としてA4版、縦、左綴りとし、任意様式を除いて縦長横書きとする。
- (2) 提出書類(3)～(8)までページ番号を付すこと。
- (3) 提出部数は、応募申請書1部その他については各9部(原本1、写し8)とする。

- (4) 審査員の理解を深めるためにも、簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

7 審査

- (1) 日時：令和4年1月18日(火)
※企画提案された書類での審査のみとする。

8 審査の方法

- (1) 審査については、新型コロナウイルス感染症対策のため、沖縄県農林水産部営農支援課に設置する企画提案審査会におけるプレゼンテーション審査に代えて、書面の送付その他の方法により審議（以下、「書面審議」）を行う。各社の提出された提案書について、事業の目的、2の応募参加資格等のもとより、関係専門的視点から検討を加えた後、採点する。
- (2) 総合得点が高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。（今回の募集は、企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。）
- (3) 前項によって第1位となった応募者については、企画提案審査開催後1週間以内に通知する。
- (4) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。
公表を行う事項は以下の通りとする。
- ① 最優秀提案者とその評価点
 - ② 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載
 - ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載
 - ④ その他

9 評価基準

- (1) 事業目的の理解度
本事業の目的に対応した内容になっているか。
- (2) 実施方法に関する提案内容
委託業務内容に応じて具体性、妥当性、実現性を伴った実施方法になっているか。
- (3) 事業実施計画および実施体制
成果を期待できる実施計画で、業務を的確かつ迅速に執行できる体制（人員配置、役割分担、責任体制）になっているか。
- (4) 業務実績
類似業務等の実務実績は十分か。

10 スケジュール

令和3年	12月	24日(金)	公募開始
令和4年	1月	14日(金)	質問締切
	1月	14日(金)17時	参加表明締切
	1月	17日(月)17時	企画提案締切
	1月	18日(火)	書面審議

11 その他の留意事項

- (1) 書類の提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 1事業者(コンソーシアム等含む)あたり、提案書は1件とする。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒアリング等に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) 書類審査に際しては、3(2)の期限内に提出した企画提案書のみを用いる。提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けない。
- (5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (6) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。
- (7) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとする。

12 委託企業決定後の業務執行について

- (1) 契約保証金
契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 事業完了時に実際に要しなかった経費及び本事業の経費と認められない経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (4) 本募集要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

沖縄県財務規則 契約保証金について(抜粋)

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- 13 お問い合わせ、参加申込書、質問書、応募申請書提出先
沖縄県農林水産部 営農支援課 農業環境班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁9階)
TEL (098)866-2280
FAX (098)866-2309
E mail aa045004@pref.okinawa.lg.jp
担 当 久保田、大田